ミライシードライセンス使用契約仕様書

１　概要

（１）件名

ミライシードライセンス使用契約

（２）ライセンスの種類

ベネッセコーポレーション　ミライシード前橋市版

※ミライシードは、ドリルパーク、ムーブノート、オクリンク、カルテ、ラボ、話し合いトレーニンング、プログラミング、スピーキングクエストを含むものとし、事情により名称等が変更となっても対象とする。

（３）数量

２２，５６４ライセンス

（４）ライセンス有効期間

令和６年４月１日から令和６年５月３１日まで

ただし、令和６年度前橋市一般会計予算が議決された場合、議決日をもってライセンス有効期間は令和７年３月３１日までと読替えるものとする。

２　留意事項

（１）児童・生徒数カウントにより、数量を２２，５６４人（令和６年２月２９日現在の令和６年度予想児童生徒数）とする。

（２）前年度に発行された各学校（別紙　学校一覧を参照すること）管理アカウントを継続して利用できること。

（３）ライセンス証書を学校教育課に４月末までに納品すること。

なお、令和６年度前橋市一般会計予算が議決された場合は、ライセンス有効期間を令和７年３月３１日まで延長する旨が記載されたライセンス証書を学校教育課に６月末までに納品すること。

（４）納品を検収後、発注者は受注者の請求日から３０日以内に契約額を支払う。

（５）１年更新の非永続ライセンスであること。

（６）ライセンス特典により、教員が無償でミライシードを利用できること。

※＜参考＞前橋市内教員数　１，６７３人（令和６年度予想数）

（７）ライセンス期間内に新しいバージョンの製品がリリースされた場合、無償でそのバージョンへアップグレードできること。

（８）システムのソフトウェア部分の機能的な問題やトラブル対応、教員等を対象とした研修会対応（内容・形式・回数）等については、発注者と受注者双方協議の上、対応すること。

（９）授業等を円滑に行える通信状況（iPad OSのアップデート等に伴う対応も含む。）の確保に努め、市が必要と判断した際には、改善に向けた対策を講じること。

（１０）本契約に関することは、必ず株式会社ベネッセコーポレーションへ問い合わせを行い、ライセンスについて確認をすること。（連絡先は、以下記載のとおり。）

問合せ先：株式会社ベネッセコーポレーション
小中学校事業部お問い合わせ窓口
電話：０１２０－８８８８－４４
ﾒｰﾙ：school@mail.benesse.co.jp
平日 9:00～17:00（お盆期間、年末年始除く）

（１１）本業務は、令和６年度前橋市暫定予算の成立を条件に事務を進めるものとする。予算が不成立の場合は、業務を中止または変更することがある。

【担当課】
〒371-8601
前橋市大手町二丁目１２－１
前橋市教育委員会事務局　学校教育課　情報教育推進係
担当：清水
電話：０２７－８９８－６２４５
FAX：０２７－２４３－７１９０
e-mail：gakkoukyouiku@city.maebashi.gunma.jp